



ひとり親家庭にエールを届ける

YELLながさき通信

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター

2021年5月

No.72

特集

【特集】面会交流① ～子どもの健やかな成長のために～

離婚した親同士が、「養育費」等と共に考えることとして、「面会交流」があります。今回は、面会交流の取決め等について、ご紹介します。

■面会交流とは

「面会交流」は、子どもと離れて暮らしているお父さんやお母さんが、子どもと定期的または継続的に会って食事をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などを通して交流を保つことをいいます。



■面会交流は何のためにあるの？

お子さんにとって、お父さんもお母さんもかけがえのない親です。子どもがすこやかに育っていくためには一方の親だけでなく、両親から成長を見守られ、愛されることが必要です。

お子さんと離れて暮らしている親が、子どもに会いたいと思うのは、自然な願いではありますが、あくまでも、お子さんの健全な成長のために行うことを忘れてはいけません。

■子どものための面会交流

両親が離婚することになったとき、たいていの子どもたちは、「いったい何が起きたのか」よくわからない状態です。子どもの受け止め方は、年齢や性格によってさまざまですが、「自分が悪い子だから両親が離れてしまうのでは」「自分を嫌いになっていなくなってしまったのでは」など、強い不安をかかえてしまったり、悩んだり、困ったりと心が大きく揺らぎます。

そのようなことから、自分自身に自信が持てなくなってしまう、対人関係の形成に影響を及ぼしてしまうこともあります。面会交流は、父母それぞれの立場から、「決してあなたが悪いんじゃないよ」「離れて暮らしているけど、お父さんもお母さんもあなたのことを好きなんだよ。」という気持ちを伝えていくひとつの方法です。



離婚によって夫婦は他人になっても、子どもにとってお父さん、お母さんはともにかげがえのない存在です。面会交流を通して、どちらの親からも愛されている、大切にされていると感じることで、深い安心感（自己肯定感）や自信を持つことができ、それが、子どもが生きていく上での大きな力となります。面会交流は、子どもが親を知り、その愛情を確認して安心して育っていくためのものです。

■子どもの利益を最も優先

平成23年の民法の一部改正で、協議離婚の際に父母が協議で定めるべき事項として「面会交流」「養育費の分担」があること、これらの取決めをする時は「子の利益を最も優先して考慮しなければならない」ことが民法に明記されています（民法第766条）。

■面会交流を禁止・制限されるケース

面会交流が子どもの福祉と利益に反し、子どものためにならない場合は禁止・制限されることがあります。例えば、子どもの連れ去りのおそれがある場合、子どもへの暴力・虐待の恐れ等がある場合、別居親の同居親に対する暴力等がある場合、子どもが面会を強く拒んでいる場合、面会交流についてルール違反をした場合などです。

■面会交流と養育費の関係

「養育費はもらっていないから、子どもを会わせる必要はない(会わせない)」「子どもに会わせるなら(会わせないなら)、養育費を払う(払わない)」等、親同士が面会交流の実施の有無を、養育費の支払いに伴って考えてしまうことがあります。しかし、本来、養育費の支払いと面会交流は別の問題で、交換条件にすることはできません。養育費は子どもの生活を支えるもの、面会交流は子どもの健やかな成長を願って行うもので、どちらも親から子どもへの愛情を伝えるもので、子どもにとって必要で大切なものであるといえます。



■話し合いが不可能な時は

様々な事情により親同士の話し合いができない時や、話しあっても合意できない時は、家庭裁判所に調停又は審判を申し立てることができます。通常はまず調停を行い、調停でも話し合いがつかない場合は、最終的には家庭裁判所の審判できめることとなります。

◆参考資料

○法務省民事局発行パンフレット <http://www.moj.go.jp/content/001322060.pdf>

「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」

◆相談・援助機関

〈長崎県内の面会交流に関する相談〉

◇一般社団法人 ひとり親家庭福祉会ながさき

事前相談・問い合わせ TEL:095-828-1470 受付時間:月曜日～金曜日 10:30～18:00

e-mail: info@nagasaki-shi-boshikai.jp

〈家事調停の申立を行うための手続き、必要書類については〉

◇家庭裁判所・・・長崎県は、支部・出張所含め11か所あります。

*管内の裁判所一覧・・・<https://www.courts.go.jp/nagasaki/about/syozai/index.html>

〈その他、養育費・面会交流に関する相談〉

◇養育費相談支援センター(厚生労働省 委託事業)

相談電話:フリーダイヤル:0120-965-419(携帯電話から03-3980-4180)

メール相談:info@youikuhi.or.jp

発行

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター (YELL ながさき)

〒852-8108 長崎市川口町 13-1 長崎西洋館 2 階 長崎県総合就業支援センター内

TEL 095-813-0800 FAX 095-848-1112 ホームページ <https://www.yell-nagasaki.jp>

運営主体:一般社団法人 ひとり親家庭福祉会ながさき